

令和2年3月25日

小田原市立幼稚園保護者の皆様へ

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染のまん延防止のための小田原市立幼稚園の対応について（お知らせ③－4月7日からの幼稚園教育再開について）

新型コロナウイルスの感染のまん延防止のため、3月2日から3月25日まで、市立幼稚園を臨時休業していましたが、**4月7日（火）から幼稚園教育を再開します**のでお知らせします。

3月19日に発表された新型コロナウイルス対策専門家会議の「感染状況が一定程度に収まってきている地域においては、感染症対策を徹底することで、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除することを検討することになる」とした見解を前提とし、3月23日時点で小田原保健福祉事務所管内での感染者が1名にとどまっていることから、必要な感染症対策を実施した上で、幼稚園教育を再開することとしました。

なお、当面、幼稚園の諸活動は、集団感染が確認された場に共通する環境を幼稚園の中で作らないため、次の3点に留意しながら行うことを基本とします。

- (1) 換気の悪い密閉空間を作らない。(2) 多くの人々が密集する状況を作らない。
- (3) 近距離での会話や発声が行われる状況を作らない。

**お子様には、幼稚園ではできるだけマスクを着用していただくほか、37.5度以上の発熱や咳、強いだるさなどの症状がある場合は登園を控えてください。**

今後、同会議が発表する内容や、本市及び近隣市町で感染者が多数報告される事態となった場合等には、本日のお知らせの内容を全面的に見直さざるを得なくなることもありますが、その際は改めて知らせしますので、ご理解ご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、今後の児童生徒の健康と安全を守るため、市立幼稚園は保護者の皆様のご協力を頂きながら、感染症予防対策に取り組んでいきますので、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

次の1～2については、当面の間の対応とします。

## 1 4月以降の幼稚園生活における感染症予防対策について

- ・幼稚園では、別紙1のとおり、幼稚園生活での感染症予防対策を実施した上で、幼稚園活動を実施します。登園後、発熱や体のだるさ等を訴える園児については早退の判断をし、保護者へご連絡しますので、できるだけ早くお迎えに来ていただけるようご協力をお願いします。
- ・お子様の健康状態を把握するため、登園する際は健康観察票に必要事項をご記入いただいた上、お子様へ持たせてください。なお、健康観察票は4月7日（火）に配付しますので、8日（水）から持たせてくださるようお願いいたします。
- ・自宅における健康管理及び健康観察、幼稚園における感染症予防対策の詳細については、別紙1をご覧ください。

## 2 幼稚園の保育について

- ・できるだけ直接の身体接触や至近距離で会話する必要があるよう、工夫して実施します。
- ・幼稚園の行事については、感染症防止の基本留意事項を踏まえ、実施内容や場所、時期を工夫して実施します。
- ・園外学習は電車やバスを利用しない範囲で実施します。

### 事務担当

感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
		33-1694
その他全般に関すること	教育指導課	33-1687

令和2年3月25日時点

## お子様の健康管理について(お願い)

### 1 日常生活における健康管理及び健康観察について

- (1) 登園、登校前には検温を行い、37.5度以上の発熱や咳、強いだるさ等が見られるときには、登校を控えてください。
- (2) 毎朝、登園・登校前に行く健康観察を別添の健康観察票へ記載し、登園・登校時に児童生徒等に持参させてください。(4月7日から毎朝、担任が確認します)
- (3) 基本的な感染症対策の徹底として、手洗いや咳エチケットを継続してください。
- (4) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事を心がけてください。
- (5) 軽い風邪症状がある場合も外出を控えていただくとともに、規模の大小にかかわらず、換気の悪い空間で、人と人が至近距離で会話するような場所やイベントにはできるだけ行かないようにお願いします。

### 2 園及び学校における対応について

- (1) 感染リスクを作らない環境整備
  - ア 換気の悪い密閉空間を作らないようにします。
  - イ 手の届く距離に多くの人がある状況を作らないようにします。
  - ウ 近距離での会話や発声が行われる状況を作らないようにします。
- (2) 感染症にかからない・うつさないために、児童生徒等に対する咳エチケットや手洗いの勧奨及び教室や廊下等のこまめな換気、消毒等を行うなど感染予防に努めます。また、教職員の健康管理や職員室内の感染予防対策も同様に実施します。
- (3) 登園、登校後の健康管理
  - ア 登園、登校後に児童生徒等が37.5度以上の発熱や咳、強いだるさ等が見られるときには早退の判断をします。

### 3 出席停止及び園・学校の臨時休業等について

- (1) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
  - ア 治癒するまでの間(医師が治ったと判断し、他者への感染のおそれがないまでの間)、出席停止となります。
  - イ 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、感染者がいない園・学校も含む積極的な臨時休業を行う場合もあります。
- (2) 発熱等の風邪等の症状があり新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合
  - ア 児童生徒等に発熱や咳、強いだるさ等が見られるときは、登校を控えてください。
  - イ 自宅休養した場合の出欠の扱いについては、当面の間、医師による証明書は不要とし出席停止扱いとします。
  - ウ 児童生徒等に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター(小田原保健福祉事務所保健予防課☎32-8000)」に相談してください。
    - (ア) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
    - (イ) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。